

# 走行の順序について

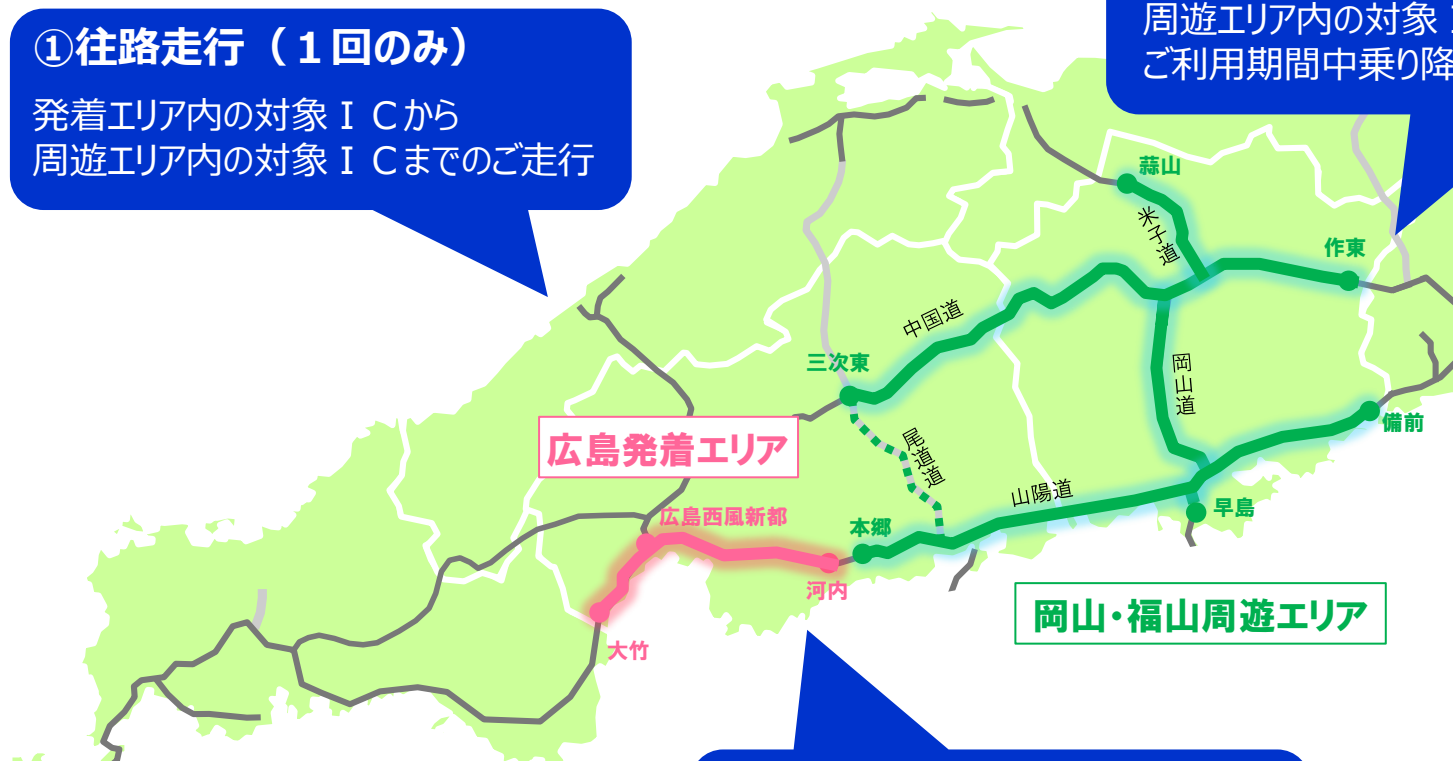
1. 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご走行ください。

## ①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から  
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

## ②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が  
ご利用期間中乗り降り自由



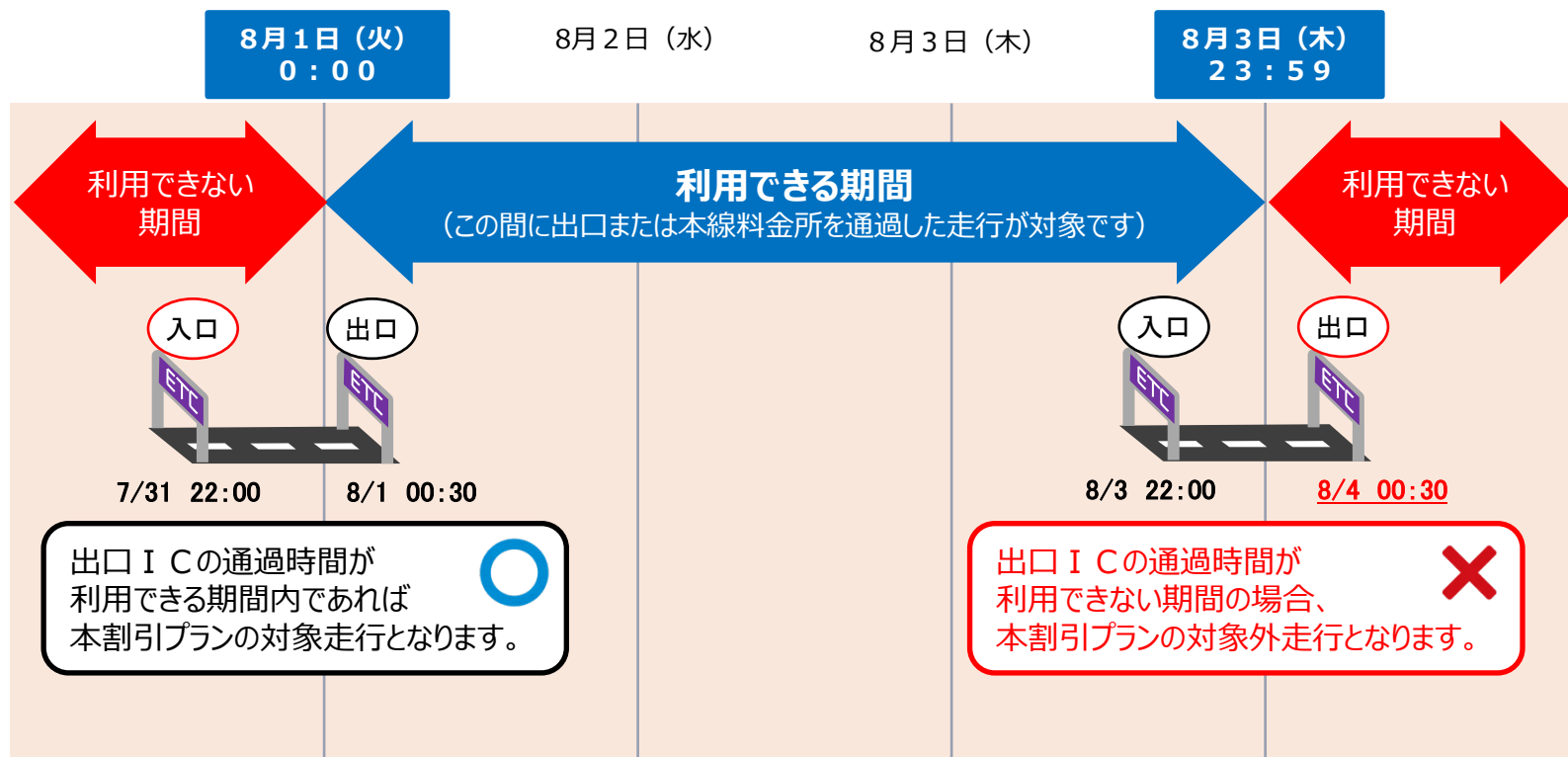
## ③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から  
発着エリア内の対象 I C までのご走行

# ご走行日時の判定について

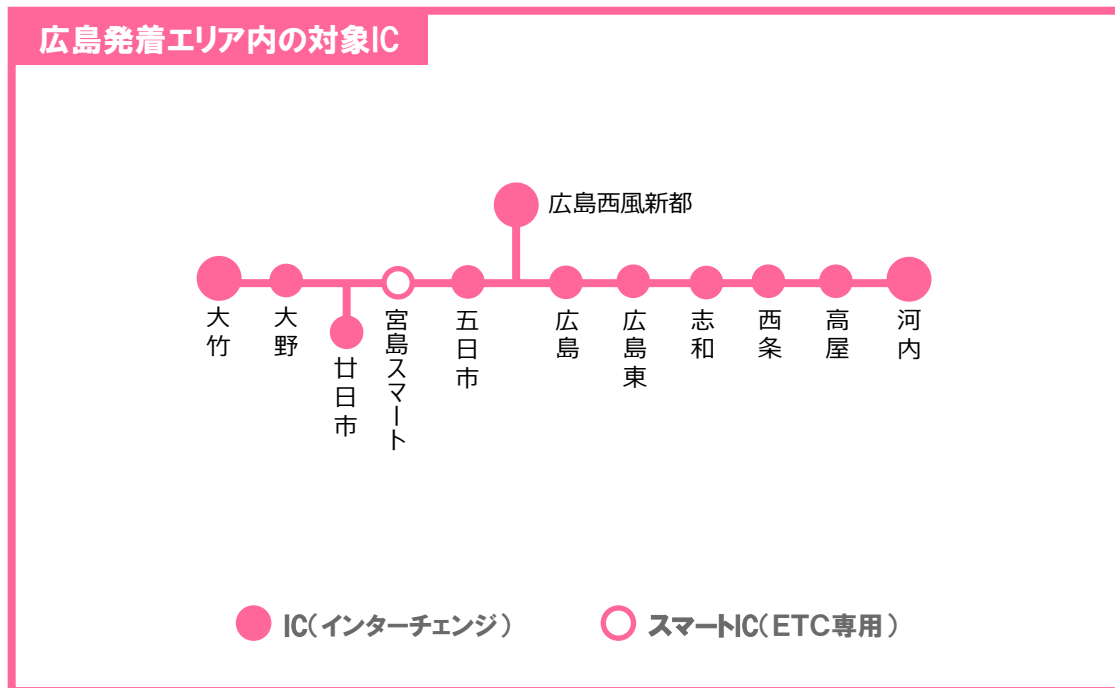
2. 各走行の走行日時の判定は、**出口**料金所を通過した時間で行います。

・8月1日(火)をご利用開始日として「全日3日間プラン」を利用する場合



# 走行方法について その1

往路走行は、広島発着エリアの対象 I Cからご出発ください。

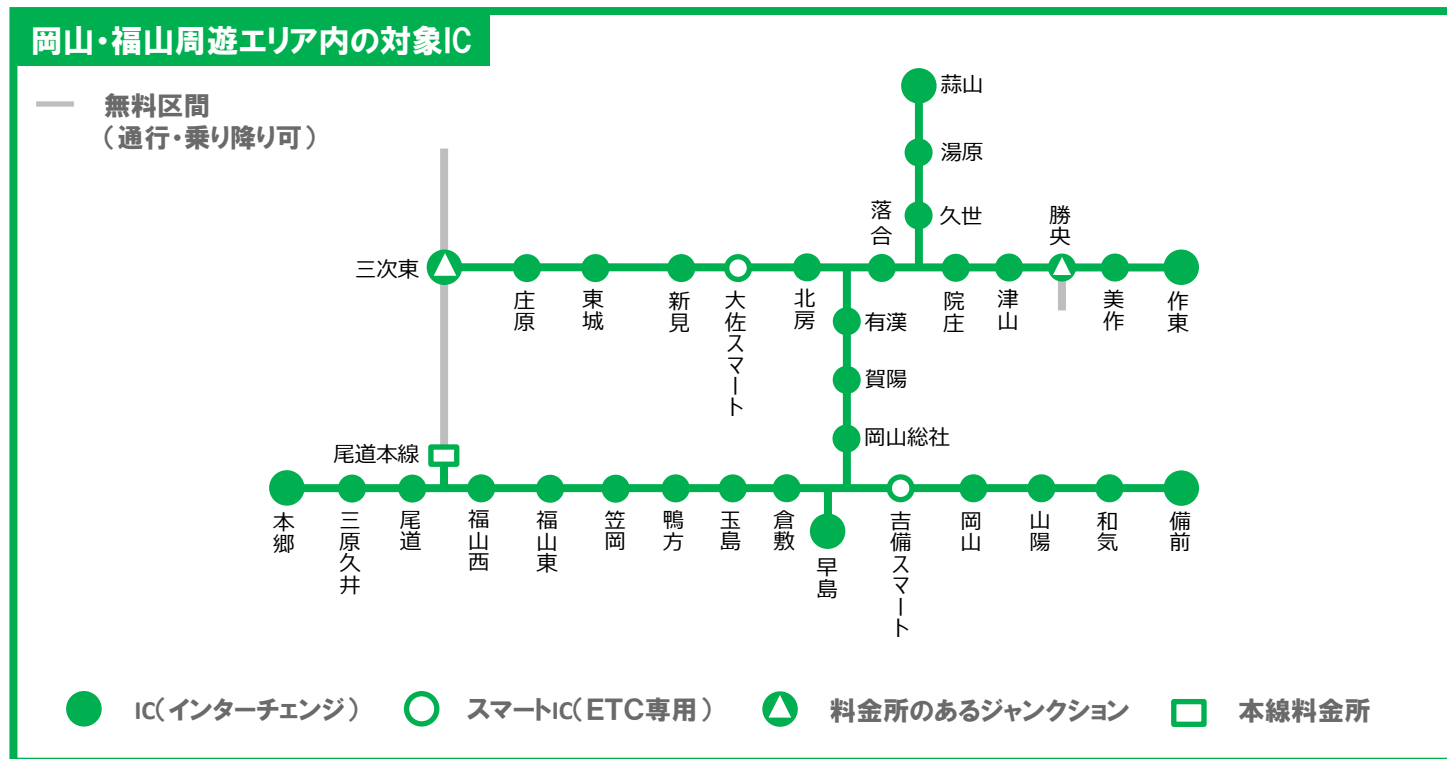


## 走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。



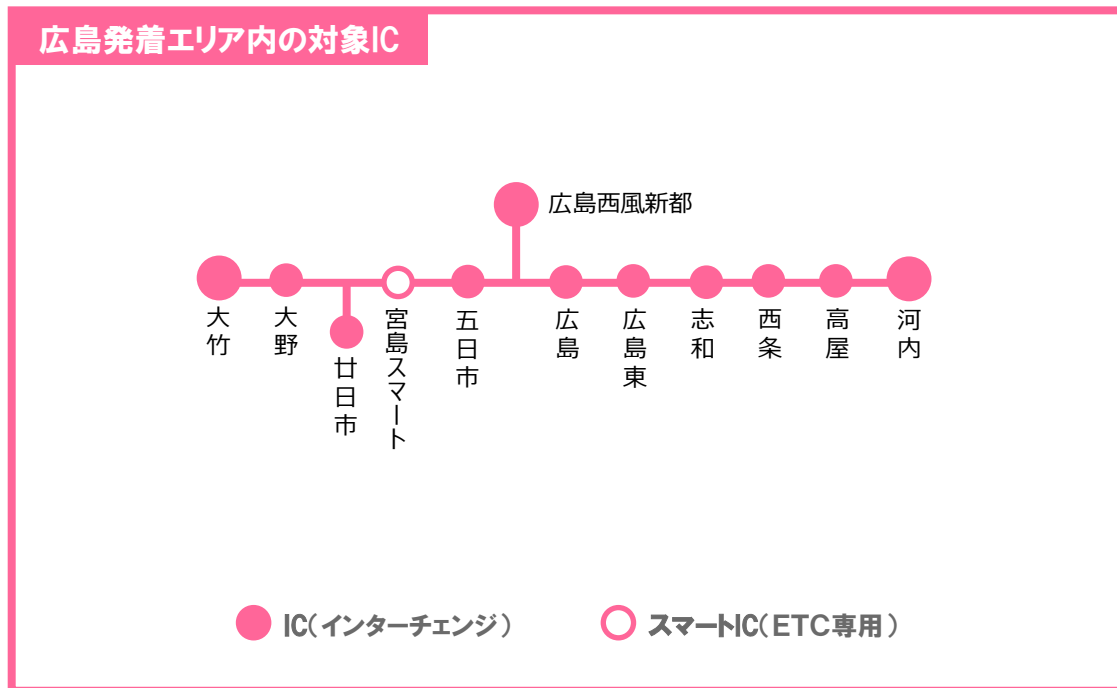
周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。



復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

## 走行方法について その3

復路走行は、広島発着エリアの対象 I Cでお降りください。



注) 入口・出口ともに対象 I C 以外をご利用の場合、本割引プランの対象となりません。

# お問い合わせの多い内容について

## Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

### ■本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	-	○	-
③復路走行	○	○	-	-

往路走行が完了していれば、  
周遊走行・復路走行がない場合でも  
本割引プランの料金が適用となります。

## Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

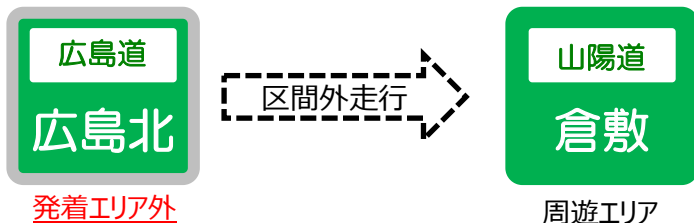
### ■全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

# 発着エリア外の I C からのご利用方法 (往路走行・復路走行)

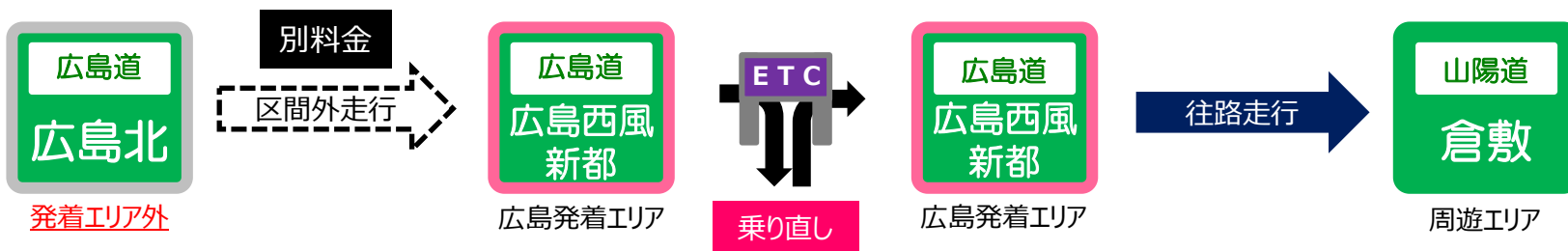
・広島北 I C から倉敷 I C までご利用の場合

× 本割引プランの適用にならない走行



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
上図の場合、広島北 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。

○ 本割引プランの適用になる走行



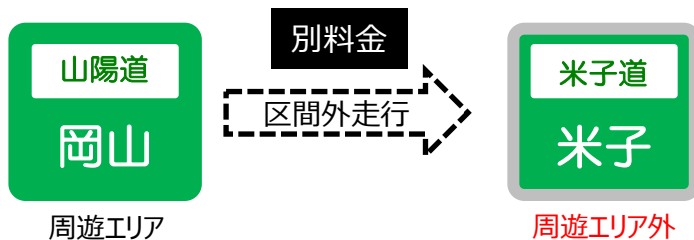
上図の場合、広島発着エリア内の広島西風新都 I C で一旦乗り直して、周遊エリア内の倉敷 I C まで走行しているため往路走行が成立し、本割引プランが適用となります。(広島北 I C ~ 広島西風新都 I C の通行料金は別途必要となります。)

※復路走行は「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、発着エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
発着エリア外へご走行の場合は、必ず発着エリア内の I C で乗り直しをお願いいたします。

# 周遊エリア外の I C へのご利用方法 (周遊走行)

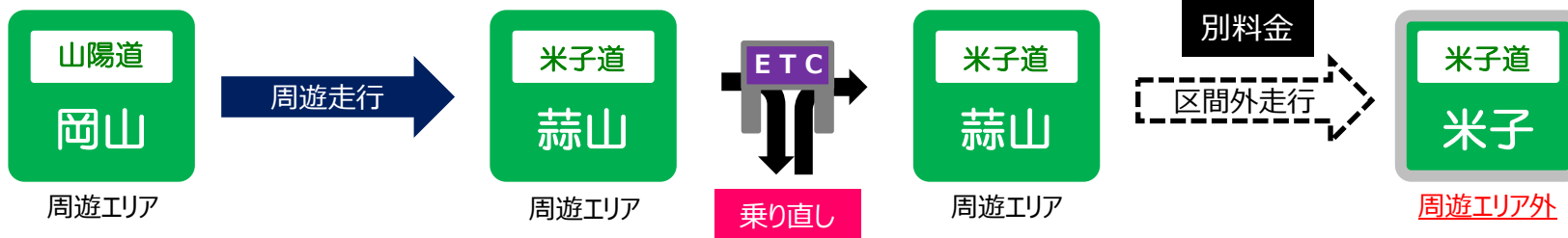
・岡山 I C から米子 I C までご利用の場合

× 本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。  
上図の場合、米子 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、岡山 I C ～米子 I C の全区間の通行料金が必要です。

○ 本割引プランの適用になる走行



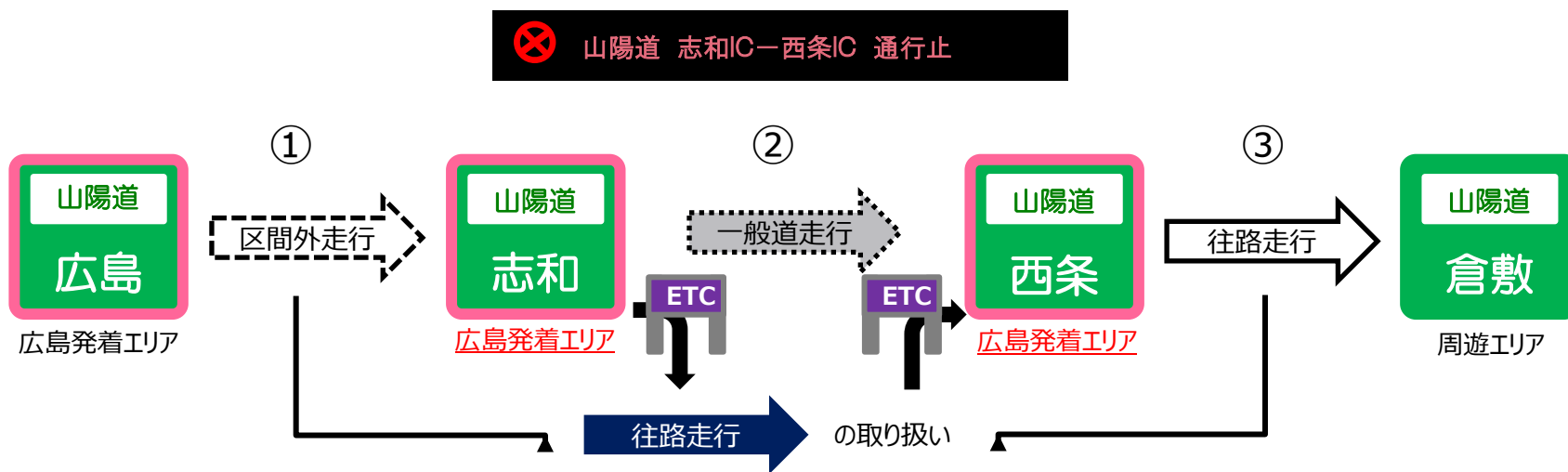
上図の場合、周遊エリア内の蒜山 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の米子 I C まで走行しているため、蒜山 I C ～米子 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。



# 通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。  
(迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 広島 I C から倉敷 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより志和 I C で流出した場合



①広島 I C から走行いただき、通行止め開始区間の手前となる志和 I C で高速道路を降りてください。

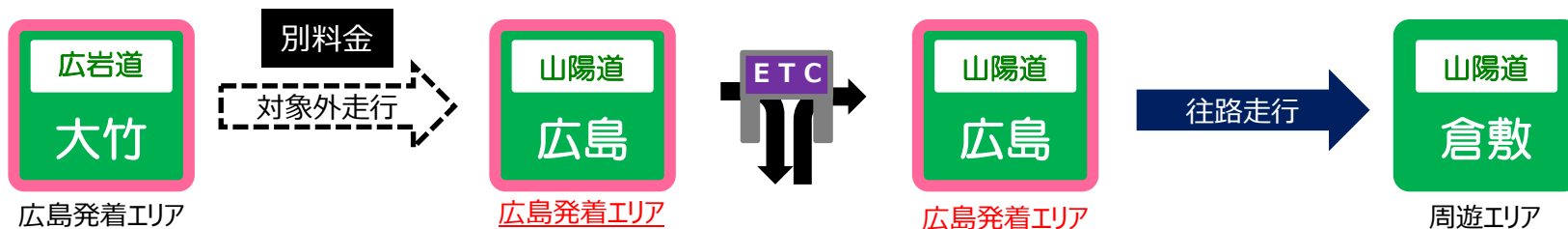
②一般道で通行止め区間を迂回してください。

③西条 I C で高速道路を乗り直し、倉敷 I C までご走行ください。

⇒広島 I C ~ 倉敷 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

# 本割引プランの対象外となる走行例 (往路走行)

## ①途中、発着エリア内の I C で流出した場合

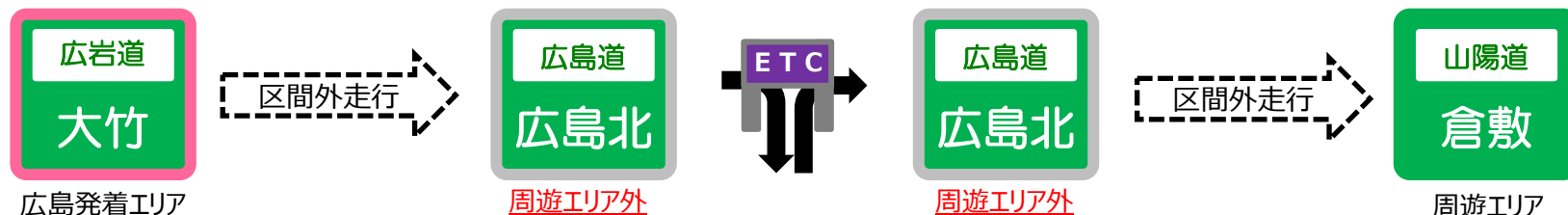


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
上図の場合、発着エリア内の広島 I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行は広島 I C ~ 倉敷 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて大竹 I C ~ 広島 I C の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

## ②途中、周遊エリア外の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。  
上図の場合、広島北 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。